

ロゴマーク「BE KOBE」の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市(以下「市」という。)が商標権及び著作権を有するロゴマーク「BE KOBE」(以下「BE KOBE」という。)を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用目的)

第2条 「BE KOBE」は、震災20年継承・発信事業の中で、「神戸の様々な魅力の中で、一番の魅力は人である」という市民の意見を集約し、つくられたロゴマークである。このロゴマークに込められた理念を広く発信し、神戸市民であることを誇りに思う気持ち(シビックプライド)を醸成するために使用する。

(使用できる者)

第3条 「BE KOBE」は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、営利・非営利を問わず使用することができる。

- (1) 神戸の品位を傷つけるとき又はそのおそれのあるとき
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用するとき又はそのおそれのあるとき
- (3) 法令又は公序良俗に反するとき又はそのおそれのあるとき
- (4) 特定の個人や事業者、団体、政党、宗教団体を市が支援又は公認しているような誤解を与えるとき又はそのおそれのあるとき
- (5) 市が、「神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例」第6条1項に基づき、必要な措置を講じるべきと判断したとき
- (6) 前各号に定めるもののほか、その使用が前条に定める使用目的に鑑みて不適當であると市が認めるとき

(使用の手続)

第4条 「BE KOBE」を使用する者(以下、「使用者」という。)は、あらかじめロゴマーク使用承認申請書に「BE KOBE」の使用目的等、必要事項を記入し、必要な書類を添付して市に提出し、使用を開始する前までに承認を受けなければならない。

- 2 市は、前項の申請内容が第2条に定める使用目的に合致するとき、「BE KOBE」の使用を承認するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号にあたる場合は、使用の手続き無く、使用することができる。
 - (1) 個人的に又は家庭内など限られた範囲内において使用する場合
 - (2) 報道関係機関が報道目的で使用する場合
 - (3) 学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)が教育目的で使用する場合
 - (4) その他市が必要と認める場合

(使用期間)

第5条 「BE KOBE」の使用期間は、申請した使用開始日から5年後の日が属する年度の3月末日までを限度とする。

2 申請した使用期間終了日を超えて継続して使用する場合は、ロゴマーク使用延長届出書を提出するものとする。

(使用上の遵守事項)

第6条 使用者は、使用するデザインについて、別に定める使用ガイドラインを遵守するものとする。

2 使用者は、前項の事項に加え、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された用途のみに使用すること

(2) 商品にロゴマーク等を使用する際には、「BE KOBE」の理念を広めるためのステートメントを記載すること

(3) 使用開始後に使用報告書を提出すること

(使用料等)

第7条 第4条第2項により使用を許諾する場合の使用料は、1回の申請につき1万円とする。

2 前項の規定にかかわらず、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和39年条例第78号)第6条に該当する場合にあっては、「BE KOBE」の使用料は、同条の規定に基づき無償とする。

3 第1項の規定にかかわらず、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和39年3月条例第78号)第7条に基づき、市は、第1項の使用料を減額し、または免除することができる。

4 前項の使用料の減額又は免除を受けようとする者は、減免申請書を提出しなければならない。

(使用の取消)

第8条 使用の承認を受けた者が、次の各号にあたる場合は市はその承認を取り消すことができる。この場合において、当該使用の承認を受けた者に損害が生じても、市は、その責めを負わない。

(1) 前条に定める事項を遵守しなかった場合

(2) 様式第1号、1号-2の記載内容に虚偽が認められた場合

(損害賠償)

第9条 使用者は、「BE KOBE」の使用に関し、使用者の責めに帰すべき事由により、市または第三者に損害を与えた場合は、使用者の責任においてその損害を賠償しなければならない。

(所管)

第10条 当要綱に関する事務は、企画調整局つなぐラボが所管する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、「BE KOBE」の取り扱いについて判断しがたい事案が発生した

場合は、市の指示に従う。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 11 月 13 日より施行する。
- 2 この要綱は、令和元年 6 月 24 日より施行する。
- 3 この要綱は、令和 2 年 5 月 1 日より施行する。
- 4 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。